ガイドライン6.5⑧関係

「港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類」

国土交通大臣　殿

宣　誓　書

特殊貨物船舶運送規則第1条の2の3及び危険物船舶運送及び貯蔵規則第31条の2において読み替えて準用する特殊貨物船舶運送規則第1条の2の3の規定に基づくコンテナ総重量確定の運用に当たっては、港湾運送事業法その他の関係法令を厳守することを宣誓いたします。

令和　　年　　月　　日

氏名又は法人の場合は名称

登録に係る担当部門の責任者の役職　氏名